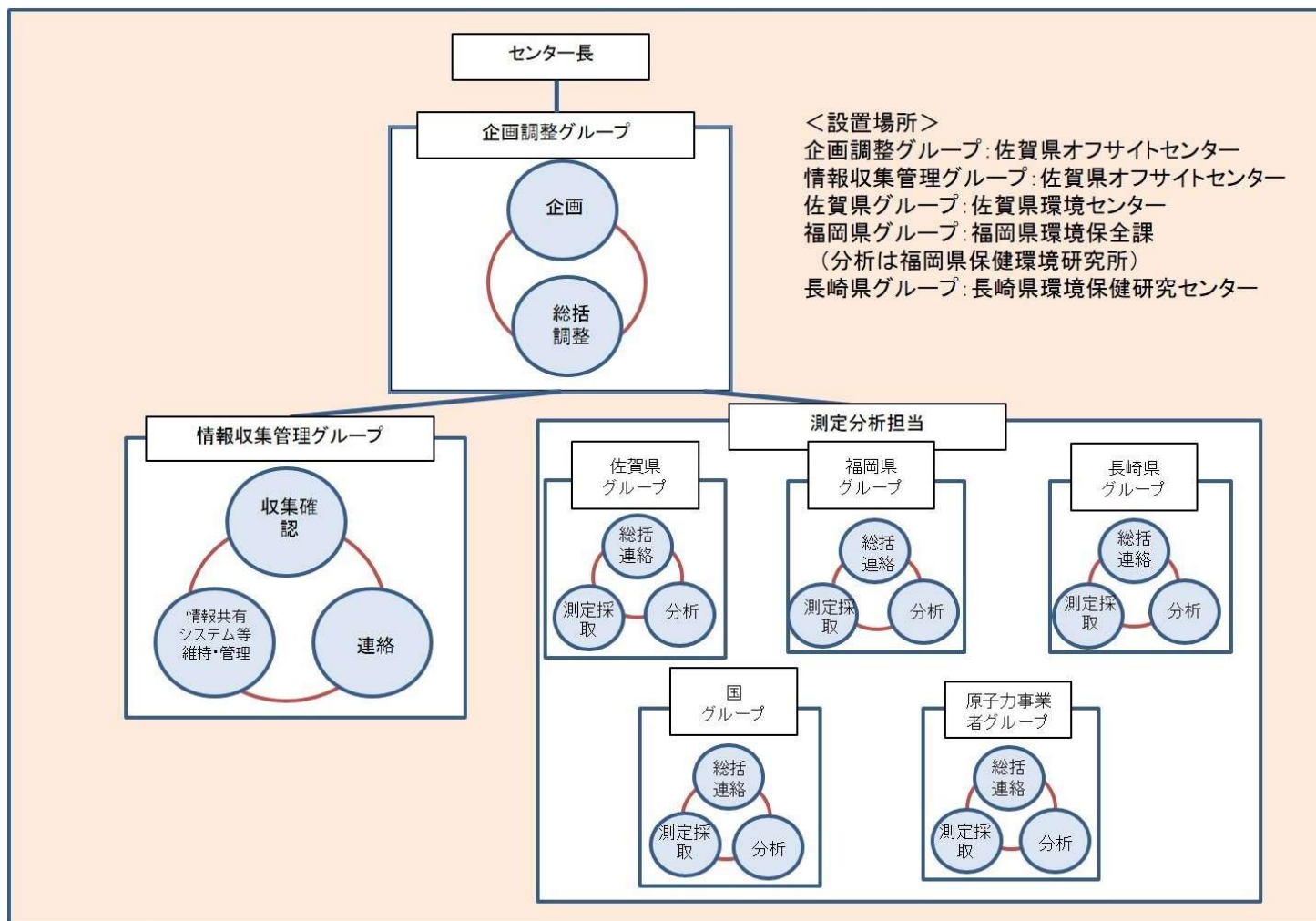


# 10. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを佐賀県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 玄海原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



## 企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

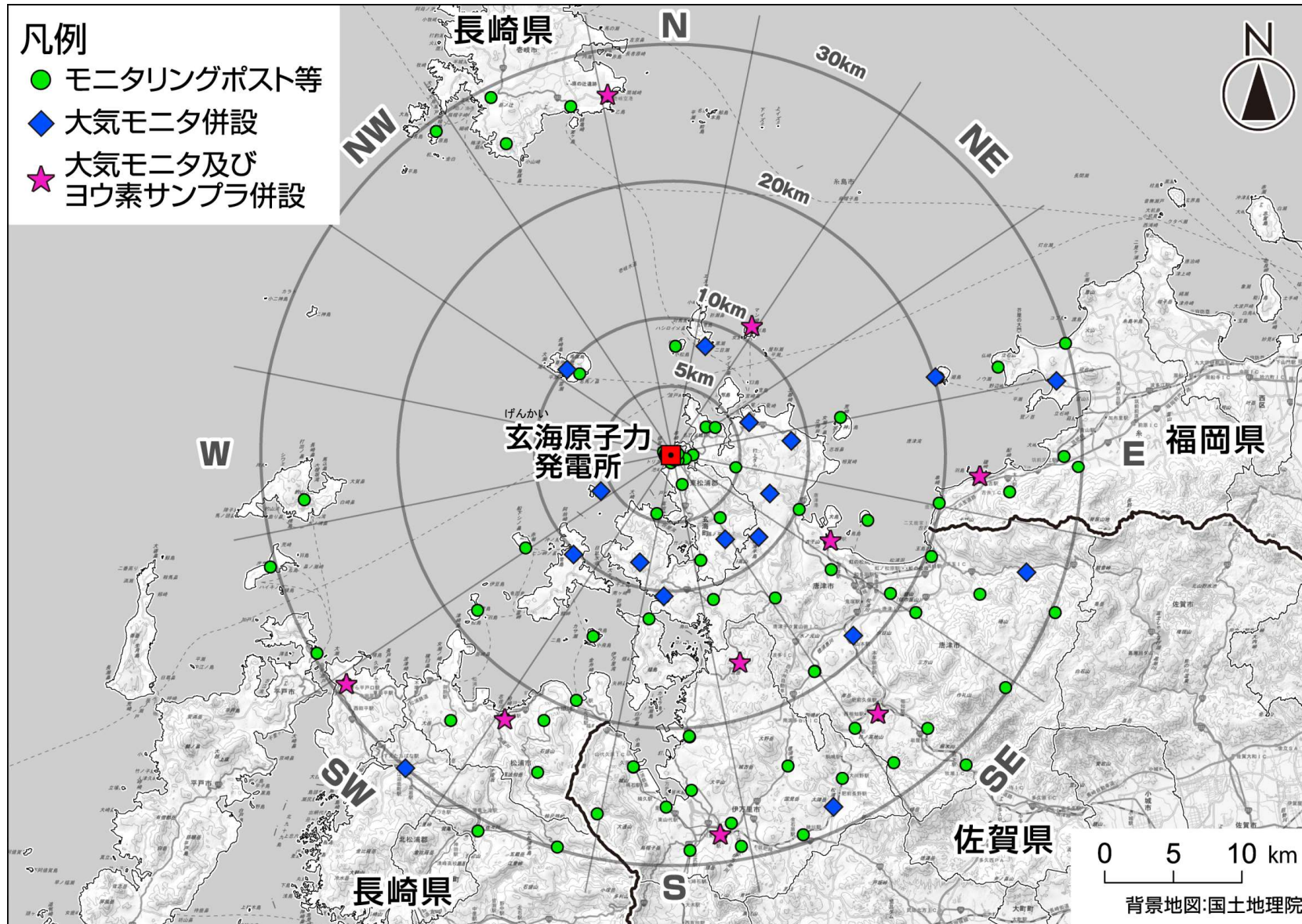
## 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

## 測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 玄海原子力発電所周辺の佐賀県、長崎県及び福岡県の8市町（佐賀県3市町、長崎県4市、福岡県1市）に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点89地点（佐賀県58地点、長崎県22地点、福岡県9地点）を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- この他、国の測定局においても空間放射線量率を測定。





- モニタリングポスト(水準局を除く)
  - ・モニタリングポスト(26局)で、発電所周辺地域の放射線量を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・電子線量計(32台)で、放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(9台)を整備
- モニタリングカー等
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- 大気モニタ(18台)・ヨウ素サンプラ(5台)
  - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリングカー



大気モニタ



ヨウ素サンプラ

- モニタリングポスト(水準局を除く)
  - ・モニタリングポスト(7局)で、発電所周辺地域の放射線量を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・電子線量計(15台)で、放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(3台)を整備
- 大気モニタ(5台)・ヨウ素サンプラ(3台)
  - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



たかしま  
モニタリングポスト (鷹島)



いき  
モニタリングポスト (壱岐)



えむかえ  
モニタリングポスト (江迎)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



大気モニタ



ヨウ素サンプラ



- モニタリングポスト(水準局を除く)
  - ・モニタリングポスト(2局)で発電所周辺地域の放射線量等を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・電子線量計(7台)で、放射線量を測定
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(1台)を整備
- モニタリングカー等
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- 大気モニタ(3台)・ヨウ素サンプラ(1台)
  - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト



モニタリングポスト



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリングカー

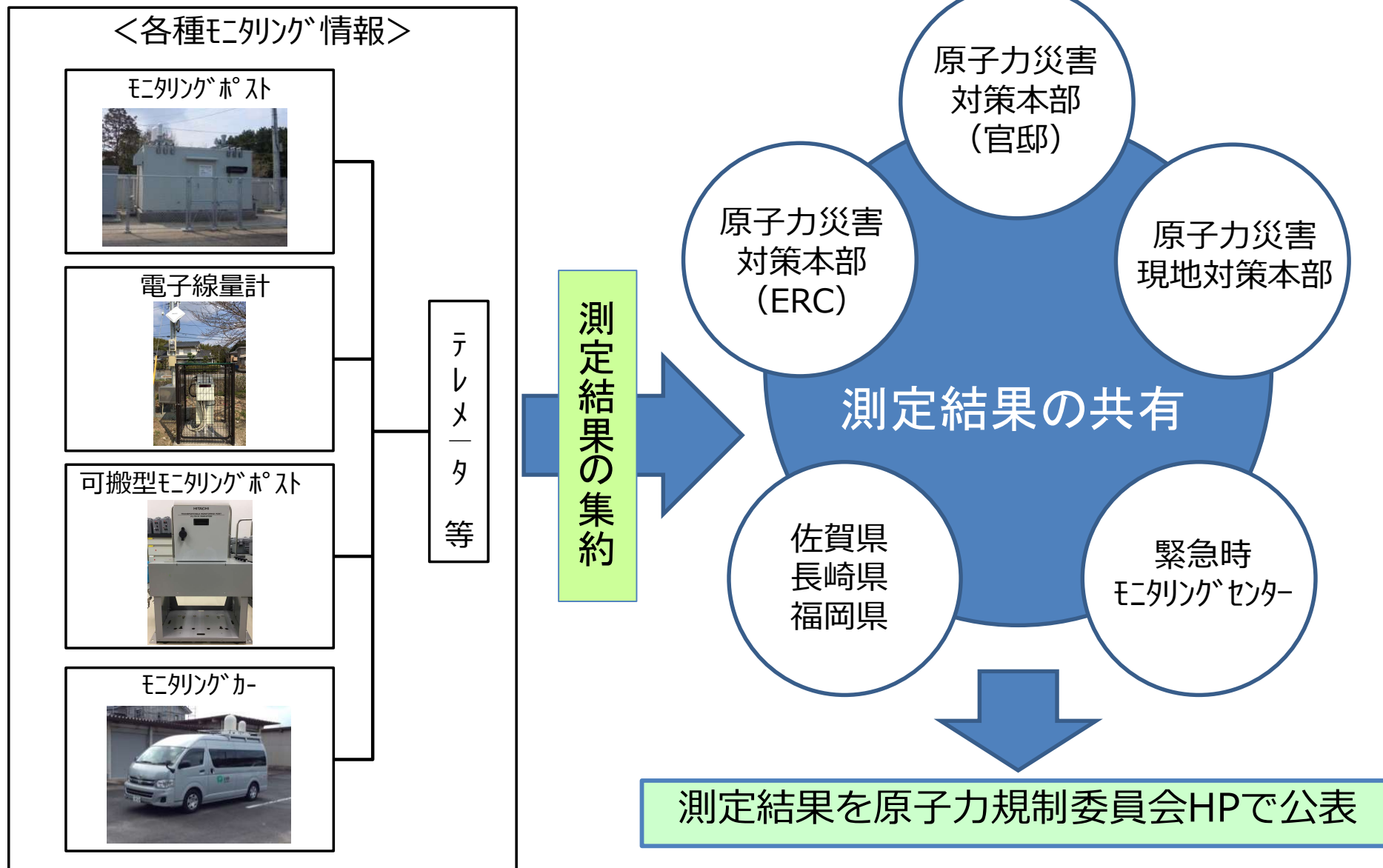


大気モニタ



ヨウ素サンプラ

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定める。同実施計画は、事態の進展に応じて、随時改定を行う。

## 緊急時モニタリング実施計画（例）

### 【記載する項目の例】

#### <実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

#### <実施主体>

例)

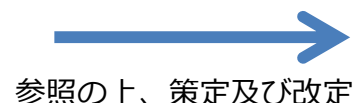
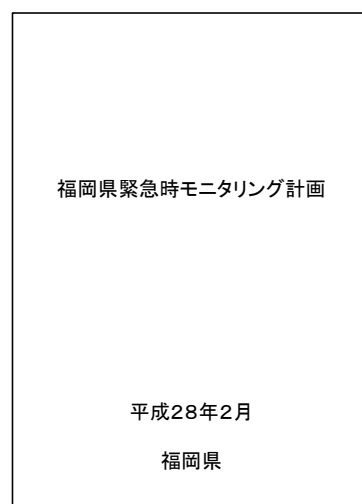
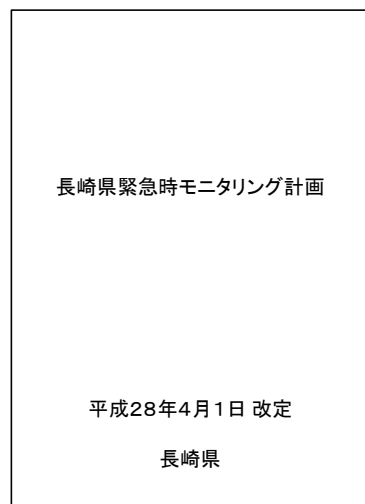
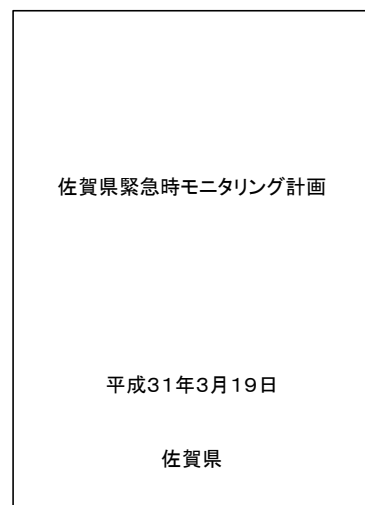
- 国
- 佐賀県、長崎県、福岡県
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

#### <報告>

#### <注意事項>

### 【その他添付資料等の例】

測定項目一覧



参照の上、策定及び改定

<緊急時モニタリング計画>



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

## 関係機関の保有資機材数

（令和2年度調査による。佐賀県、福岡県、長崎県、九州電力を除く。）

	要員 (人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	17	75	20
道府県	697	247	37
原子力事業者	612	57	34
関係指定 公共機関等	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、佐賀県、長崎県及び福岡県では、既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

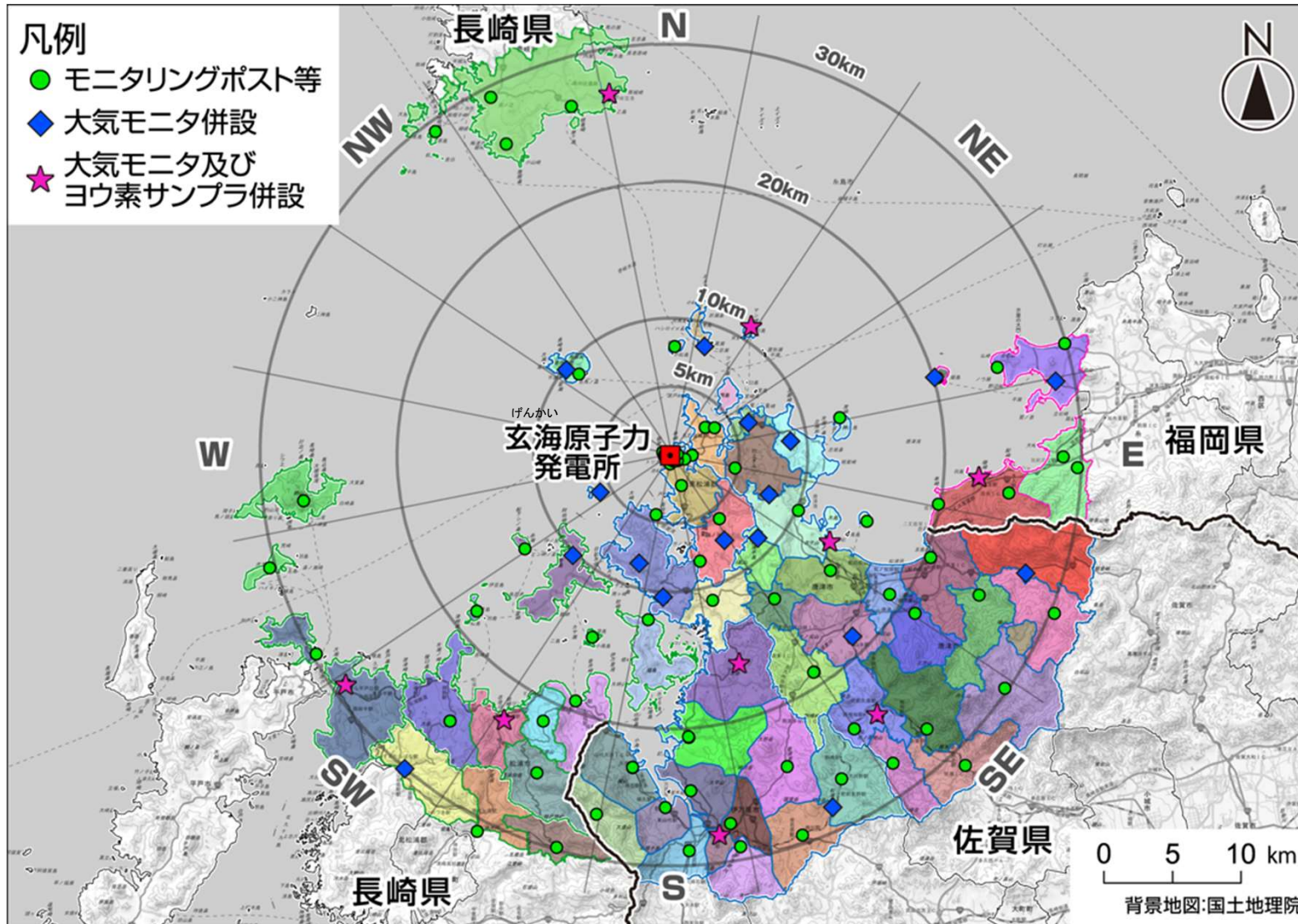


図 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲



- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
  - ・モニタリングステーション等(計3台)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率、放射性物質濃度を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(3台)
- 可搬型エリアモニタ
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ搭載車両等
  - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等(3台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
  - ・発電所及びその周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
  - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリングステーションと  
非常用発電機



可搬型モニタリングポスト  
(衛星系回線による通信機能付)



無線伝送



可搬型エリアモニタ



モニタリングカー



サーベイメータ等を  
搭載した車両



(サーベイメータ類)



(ガスサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例